

令和 2 年 4 月 8 日

保護者の皆様

三次市立吉舎中学校
校長 山田 行高

異常気象時等における臨時休業の判断基準について（お知らせ）

陽春の候 皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、台風、大雨、大雪等の異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における「臨時休業の措置等」の基準は、次のとおりとします。

1 臨時休業等の判断基準

当日午前 6 時時点において、三次市に、次の警報等が発令中であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じ必要な措置をとることもあります。

2 警報種別等による対応

(1) 特別警報…臨時休業

(2) 暴風警報又は洪水警報発令…臨時休業

※台風、地震等全市域へ影響が想定される場合、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に受ける場合があります。

(3) 土砂災害警戒情報…臨時休業

(4) 大雨警報…河川等の状況を勘案し、校長判断とします。

(5) 大雪警報…通学路等の状況を考慮し、校長判断とします。

校長判断による臨時休業の場合は学校から学校メール（マメール）で保護者にお知らせします。なお、未登録の保護者には担任より電話連絡をさせていただきます。

3 登校後の対応

(1) 生徒の登校後に 2 の警報等が発令され、災害の発生が予想されるときは、状況に応じて授業等を打ち切り、下校や学校待機等の措置を行います。なお、下校に際しては、学校メール（マメール）等で保護者に連絡等いたします。

(2) 午前 6 時以降で登校時間までに警報が発令された場合は、状況により自宅待機または学校待機の連絡を行います。